

## 訴訟事件の判決について

### 1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成30年（ワ）第1880号）

### 2 当事者

原告 世田谷区民

被告 中野区及び社会福祉法人中野区福祉サービス事業団

### 3 訴訟の経過

平成30年（2018年）1月23日 東京地方裁判所に訴えの提起

同月30日 訴状送達

平成31年（2019年）2月22日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

### 4 事案の概要

本件は、Aの相続人（養子）である原告が、被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団（以下「被告法人」という。）の職員が、Aの親族であるBに対し、①Aには認知症の疑いがあるなどの根拠のない事実を述べて、Aのプライバシー及び名誉を侵害するとともに、②原告がAの財産を侵害する違法行為を行っていると誤解させるような事実を述べ、原告の名誉を毀損したものであり、上記職員が国家賠償法上の公務員に該当する場合は、被告中野区（以下「被告区」という。）が同法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負い、上記職員が公務員に該当しない場合には被告法人が民法第715条に基づく損害賠償責任を負うと主張して、被告らに対し、それぞれ530万7,645円及び遅延損害金の支払を求めたものである。

### 5 請求の内容

(1) 被告区は、原告に対し、530万7,645円及びこれに対する平成27年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告法人は、原告に対し、530万7,645円及びこれに対する平成27年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 6 判決

#### (1) 主文

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 被告法人の職員が、BなどAの親族から、Aに認知症状が出ているという相談を受け、受診を勧めたり、成年後見制度など財産管理に必要な制度の説明をしたりしたことは認められるが、当該職員らがBに対しAには認知症の疑いがあるなどと答えたと認めるに足りる証拠はない。また、親族から高齢者の判断能力等に不安があるという相談を受けたときに、一般的な制度として成年後見制度の説明をすることは、当該高齢者の判断能力が低下していると認めたことを意味せず、当該職員が成年後見制度の利用について言及したことはおよそAのプライバシーを侵害したり名誉を毀損したりするものではない。

ほかに当該職員らがBに対してAのプライバシーを侵害し、又はその名誉を毀損する発言をしたことを認めるべき証拠は存しない。

イ 被告法人の職員のBに対する発言内容からは、Aの家に入出入りしている女性が原告であるか否かは不明であるといわざるを得ないのであって、当該職員らが上記女性を原告と特定し得る情報をBに提供した事実を認めるに足りる証拠はない。また、上記女性の出入りについてAの妻が悩んでいた旨の当該職員の発言については、これにより当該女性がAの財産を侵害する違法行為を行っている事実が摘示されていると認めるには足りないというべきである。

ほかに当該職員らがBに対して原告の名誉を毀損する発言をしたことを認めるべき証拠は存しない。

ウ したがって、その余の争点について判断するまでもなく、被告法人の職員らの行為について、被告区が国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負い、又は被告法人が民法第715条に基づく損害賠償責任を負う旨の原告の主張は、採用することができない。